

令和7年度

神奈川県公衆浴場入浴料金等協議会

資 料

令和7年11月17日

神奈川県健康医療局生活衛生部生活衛生課

目 次

ページ

公衆浴場入浴料金等協議会開催の要望について	1
公衆浴場経営実態調査及び入浴料金原価計算書について	3
参考(1) 原油価格等の値動きの推移	5
参考(2) 公衆浴場におけるガス及び電気代支払額の実態	7
公衆浴場入浴料金算出方法	9
入浴料金改定額(試算)	11
公衆浴場経営実態調査による 1 週間当たりの入浴者数	13
<参考> 1 週間当たりの入浴者数調査 (詳細データ)	15
神奈川県公衆浴場施設数 (同業組合加入状況)	17
神奈川県の公衆浴場入浴料金改定の状況と入浴者数の推移	19
県内公衆浴場の廃業の状況	21
全国公衆浴場入浴料金一覧表 (料金順)	23
令和 7 年度 県の公衆浴場対策	25
令和 7 年度 県内各市の公衆浴場対策	26
神奈川県公衆浴場入浴料金等協議会設置要綱	28

【巻末】

別表 1 「経営実態調査・原価計算表の項目説明 (厚生省環境衛生局長通知による項目」

別表 2 「令和 7 年度政府経済見通し「主要経済指標」」

○偶数ページに解説を掲載しています。

※ 26ページを除く

令和7年10月1日

神奈川県知事 黒岩 祐治 殿

神奈川県公衆浴場業生活衛生同業組合

理事長 安田 信篤



公衆浴場入浴料金等協議会開催の要望について

公衆浴場は、地域コミュニティーの場として、また住民の健康増進と地域の公衆衛生の維持に重要な役割を担っている公共的施設として、日常生活に欠くことのできない存在であると、私たちは自負しております。

また、日本の伝統的・文化の継承の場としても、その社会的使命を果たしてまいりました。

このような役割を担う公衆浴場の入浴料金は、その公共的性格ゆえに、物価統制令により唯一、価格の上限が規制されている商品・サービスであり、直近の県内公衆浴場の経営実態を調査し、学識経験者等で構成される「神奈川県公衆浴場入浴料金等協議会」の協議を経て、料金の上限が決定されるという慎重な手続きを経ております。

公衆浴場を取り巻く現在の状況は、依然として光熱費や物価、人件費の高騰により、経営が非常に厳しいものになっております。

このような状況下で、当組合として本年度の入浴料金について検討を重ねてまいりました。

公衆浴場の経営が一層厳しさを増す現状を鑑みると、令和7年3月に統制額の改定があったところではありますが、料金改定はやむを得ないとの意見が大勢を占めております。

つきましては、今年度の入浴料金の検討と併せて、公衆浴場を取り巻く経営環境をはじめとした諸問題についてもご討議願いたく、ここに標記協議会の開催を要望する次第です。



【1ページ解説】

公衆浴場入浴料金等協議会開催の要望について

○神奈川県公衆浴場業生活衛生同業組合の要望の趣旨は以下のとおりです。

「現行の入浴料金は、令和7年3月に改定したものですが、依然として上がり続ける光熱費、物価、人件費の高騰により経営は非常に厳しいものになっていることから、料金改定はやむなしとの意見が大勢を占めています。」

公衆浴場経営実態調査及び入浴料金原価計算書について

(1) 公衆浴場経営実態調査の概要（令和7年4月実施）

昭和38年8月12日付け厚生省環境衛生局長通知に基づき、公衆浴場の経営の実態を把握し、公衆浴場入浴料金の改定について協議する上で基礎資料とするため、県内22浴場の令和6年の収入・支出状況・入浴者数等の調査を行った。

(2) 入浴料金原価計算書

公衆浴場経営実態調査の実績額から令和7年の収支を推計した。

公衆浴場経営実態調査に基づく令和7年推計額調べ（月額）（単位：円）

科 目	R6年 実績(A) (1~12月)	令和7年推計 (B) <small>(A)に人件費、燃 料費等の変動を加 味)</small>	影響額 (B)-(A)	備 考
1 入浴料金収入	1,161,124	1,161,124	0	
2 附帯事業収入	93,833	93,833	0	
3 営業外収入	357,653	357,653	0	
4 補 助 金	133,964	132,758	△ 1,206	99.1% 予算額の増減額に比例させて算出
収入合計	1,746,574	1,745,368	△ 1,206	
5 人 件 費	482,089	495,588	13,499	
事 業 主	222,777	229,015	6,238	102.8% R7政府経済見通し「雇用者報酬」を反映
従 業 員	259,312	266,573	7,261	102.8% R7政府経済見通し「雇用者報酬」を反映
6 用 水 費	44,866	44,866	0	
7 燃 料 費	205,756	180,654	△ 25,102	87.8% 原油価格等の値動きの推移 (p5 参考(1))を反映
8 光 熱 費	131,539	134,170	2,631	102.0% R7政府経済見通し「消費者物価指数・変化率」を反映
9 備品消耗品費	57,191	58,335	1,144	102.0% R7政府経済見通し「消費者物価指数・変化率」を反映
10 旅費交通費	4,152	4,152	0	
11 会費及び交際費	23,021	23,021	0	
12 保 険 料	37,349	37,349	0	
13 貸 借 料	89,913	89,913	0	
14 修 繕 費	111,983	114,223	2,240	102.0% R7政府経済見通し「消費者物価指数・変化率」を反映
15 厚 生 費	6,067	6,067	0	
16 減価償却費	197,840	197,840	0	
17 建物再調達費	91,895	91,895	0	
18 公租公課	80,188	80,188	0	
19 支払利子	21,208	21,208	0	
20 特別損失	1,666	1,666	0	
21 雜 費	115,056	117,357	2,301	102.0% R7政府経済見通し「消費者物価指数・変化率」を反映
22 附帯事業費	69,710	69,710	0	
経費計	1,771,489	1,768,202	△ 3,287	
資本報酬	27,848	27,848	0	
附帯事業報酬	24,123	24,123	0	
支出合計	1,823,460	1,820,173	△ 3,287	
過不足額	△ 76,886	△ 74,805		

【3ページ解説】

公衆浴場経営実態調査及び入浴料金原価計算書について

- 公衆浴場経営実態調査は、公衆浴場の経営の実態を把握し、入浴料金改定の基礎資料とするために毎年実施しており、今年も4月に中小企業診断士に委託して、県下22の公衆浴場について実態調査を行いました（経営実態調査・原価計算表の項目説明は巻末の別表1を参照）。
- その調査結果に基づき、「（2）入浴料金原価計算書」の「令和6年実績（A）」欄に、1施設におけるひと月あたりの平均額を記載しました。収入合計が1,746,574円、支出合計が1,823,460円で、月額平均76,886円の不足（赤字）となっております。
- 「令和7年推計（B）」欄は、「令和6年実績（A）」欄記載の額に人件費、燃料費、光熱費等の変動要素（政府経済見通しや原油価格等の値動きから推計係数を求め算出）を加味して推計したもので、令和7年月額平均の収入合計から支出合計を差し引くと、74,805円の赤字となります。
- なお、科目毎の推計係数の考え方は、次のとおりです。

「4 補助金」 99.1%

補助金（県+市町村）合計額の令和6年度予算額に対する令和7年度予算額の割合（26ページ参照）

「5 人件費」 102.8%

R7政府経済見通し「雇用者報酬」を反映（巻末の別表2参照）

「7 燃料費」 87.8%

原油価格等の値動きの推移を反映（5ページ参照）

「8 光熱水費」「9 備品消耗品費」「14 修繕費」「21 雑費」 102.0%

R7政府経済見通し「消費者物価指数・変化率」を反映（巻末の別表2参照）

参考 (1) 原油価格等の値動きの推移

	原油価格				天然ガス価格		
	原油 (ドル/バレル)	為替 (ドル)	原油円価 (円/kl)	令和6年6月 を100とした 場合の価格指 数	天然ガス (ドル/t)	天然ガス (円/t)	令和6年6月 を100とした 場合の価格指 数
令和5年 12月	90.30	147.10	83,553	96.5%	686.72	101,017	108.5%
令和6年 1月	85.78	144.03	77,710	89.7%	706.61	101,773	109.3%
〃 2月	83.72	148.14	78,007	90.0%	669.54	99,185	106.6%
〃 3月	83.08	149.44	78,092	90.1%	638.83	95,467	102.6%
〃 4月	85.89	151.55	81,876	94.5%	585.35	88,709	95.3%
〃 5月	88.92	155.47	86,953	100.4%	593.60	92,286	99.1%
令和6年 6月	87.94	156.62	86,628	100.0%	594.29	93,078	100.0%
〃 7月	88.04	159.70	88,440	102.1%	599.98	95,817	102.9%
〃 8月	87.08	151.00	82,709	95.5%	627.15	94,699	101.7%
〃 9月	82.83	144.32	75,195	86.8%	625.74	90,307	97.0%
〃 10月	80.23	145.85	73,598	85.0%	625.22	91,188	98.0%
〃 11月	78.19	152.89	75,194	86.8%	626.28	95,751	102.9%
〃 12月	76.57	152.46	73,427	84.8%	620.29	94,570	101.6%
令和7年 1月	76.59	157.23	75,743	87.4%	638.37	100,371	107.8%
〃 2月	80.42	154.61	78,205	90.3%	610.35	94,366	101.4%
〃 3月	79.51	149.54	74,783	86.3%	607.96	90,914	97.7%
〃 4月	79.10	147.78	73,526	84.9%	598.67	88,472	95.1%
〃 5月	75.33	144.04	68,250	78.8%	601.13	86,587	93.0%
〃 6月	70.32	144.02	63,702	73.5%	593.31	85,449	91.8%
〃 7月	71.38	145.64	65,386	75.5%	583.93	85,043	91.4%

※ 原油価格は、財務省貿易統計記載のCIF値

(産油・産ガス国から船で積み出す際の価格に運賃、保険料を加えた価格)

※ 天然ガス価格は、財務省貿易統計記載の貿易統計の月次報告から1MTあたりを算出

実態調査 燃料費の内訳 (月平均)

燃料費 (円)	内訳				
	重油	廃油	雑燃	混合	Gas
205,756	24,279	15,020	5,144	0	161,313
	11.8%	7.3%	2.5%	0.0%	78.4%

令和7年燃料費の推定係数

$87.8\% = 73.5 * (100 - 78.4) / 100 + 91.8 * 78.4 / 100$

【5ページ解説】

参考（1）原油価格等の値動きの推移

- この表は、財務省貿易統計の原油・粗油及び石油製品のCIF値の推移を示しています。
- 令和6年6月の原油円価86,628円／klと比較すると、令和7年6月では63,702円／klになり、令和6年6月を100とすると26.5%減となっています。
- 天然ガスについては、令和6年6月は93,078円／トンですが、令和7年6月では85,449円／トンになり、令和6年6月を100とすると8.2%減となっています。
- また、5ページの下の表にあるとおり、実態調査の結果、1ヶ月の燃料費に占める天然ガス費用の割合は、78.4%となっております。
- 原油と天然ガスのそれぞれの価格指数と、燃料費に占める天然ガス費用の割合を用いた結果、令和7年の燃料費の推定係数は、昨年価格の87.8%と算出しました。

参考（2）公衆浴場におけるガス及び電気代支払額の実態

調査年月	浴 場	ガス			電 気		
		使用量	単 価	金 額	使用量	単 価	金 額
		m ³	円	円	k w	円	円
H29年 5月	A浴場	7,589	62	471,635	24,189	18	445,427
	B浴場	3,579	66	236,465	2,515	31	78,100
	C浴場	3,319	66	220,226	7,510	20	153,659
H30年 5月	A浴場	7,411	67	500,049	23,357	19	454,938
	B浴場	3,591	70	251,797	2,511	32	79,368
	C浴場	3,247	72	233,743	6,575	22	143,053
R01年 5月	A浴場	10,114	75	762,531	7,614	24	182,675
	B浴場	3,055	90	275,692	23,337	19	443,161
	C浴場	4,419	77	341,803	6,843	23	158,706
R02年 5月	A浴場	8,305	69	573,318	2,141	30	63,627
	B浴場	4,619	56	270,251	2,299	29	67,636
	C浴場	3,593	72	260,052	6,342	26	167,921
R03年 5月	A浴場	10,361	61	628,725	22,491	17	385,264
	B浴場	3,028	59	210,496	7,042	22	155,357
	C浴場	2,762	69	191,849	6,526	26	170,588
R04年 5月	A浴場	9,842	98	969,092	21,996	23	514,468
	B浴場	3,691	103	381,059	7,276	28	200,942
	C浴場	3,014	104	313,033	8,439	28	72,602
R05年 5月	A浴場	8,480	105	887,583	21,832	24	234,672
	B浴場	3,360	91	336,940	7,153	22	157,805
	C浴場	2,860	108	308,618	2,114	31	65,432
R06年 5月	A浴場	7,806	97	758,870	7,431	43	317,540
	B浴場	3,644	100	365,061	21,187	22	458,585
	C浴場(廃業)				6,207	26	164,097
R07年 5月	A浴場	7,879	109	858,599	2,021	27	62,313
	B浴場	4,300	111	476,032	6,317	29	185,996
	C浴場(廃業)					35	561,307

公衆浴場におけるガス及び電気代支払額（3浴場の平均）

調査年月	ガス平均	電気平均	指數
	支払額		
	(円)	(円)	
R06年 5月を100とした指數			
H28年 5月	371,726	72.7	290,098
H29年 5月	309,442	60.6	309,962
H30年 5月	328,530	64.3	286,678
R01年 5月	460,009	90.0	285,982
R02年 5月	367,874	72.0	265,177
R03年 5月	343,690	67.3	257,292
R04年 5月	554,395	108.5	340,895
R05年 5月	511,047	100.0	357,201
R06年 5月	561,966	110.0	342,498
R07年 5月	667,316	118.7	409,149
			119.5

【7ページ解説】

参考（2）公衆浴場におけるガス及び電気代支払額の実態

- 燃料にガスを使っている県下の一部の浴場について、料金支払額の推移を調べた結果を、参考に掲載したものです。

公衆浴場入浴料金算出方法

(1) 令和7年推計過不足額(月額)

△ 74,805円

(2) 推計過不足額を解消するための1日(1営業日)当たり入浴料金必要額

$$74,805 \text{ 円} \div 26 \text{ 日} = 2,877 \text{ 円}$$

(月平均営業日: (365日 - 52日) / 12月 = 26日)

(3) 公衆浴場経営実態調査による1日(1営業日)当たりの入浴者数

	令和7年 (4/5~4/11)	令和6年
大人 (550円)	71.9人(実績)	80.2人(推計)
中人 (220円)	1.9人(実績)	2.1人(推計)
小人 (100円)	0.9人(実績)	1.0人(推計)
1日当たり入浴料金収入	40,053円(想定)	44,659円
1月当たり入浴料金収入	1,041,378円(想定) (A)	1,161,124円 (B)

[備考]

$$80.2 \text{ 人} = 71.9 \text{ 人} \times (B) / (A)$$

$$2.1 \text{ 人} = 1.9 \text{ 人} \times (B) / (A)$$

$$1.0 \text{ 人} = 1.0 \text{ 人} \times (B) / (A)$$

【9ページ解説】

公衆浴場入浴料金算出方法

- 「（1）令和7年推計過不足額（月額）」は、3ページで算出した通り、74,805円の赤字となっております。
- 「（2）推計過不足額を解消するための1日（1営業日）当たり入浴料金必要額」は、（1）の推計不足額を解消するため、1営業日あたりの入浴料金の必要額を算出したものです。ひと月あたりの営業日数は、施設により様々ですが、週1日休業すると仮定し、月26日営業で算定しており、1営業日あたり2,877円の収入額の増加が必要となります。
- 「（3）令和7年公衆浴場経営実態調査による1日（1営業日）当たりの入浴者数」は、実態調査に基づく、1施設における1営業日における入浴者数です。実態に即したものとするため、経営実態調査に基づいたひと月当たりの入浴料金収入である1,161,124円（B）と、令和7年4月5日から11日までの実際の入浴者数から想定したひと月当たりの入浴料金収入（A）との比率から、令和6年における1日あたりの入浴者数は大人が80.2人、中人が2.1人、小人1.0人と推計しました。

入浴料金改定額(試算)

区分	入浴者数 (推計)	現 行		改定案 ①		改定案 ②		改定案 ③		(参考) 収支均衡させる ための改定	
		料金	入浴収入	料金	入浴収入	料金	入浴収入	料金	入浴収入	料金	入浴収入
大人	80.2	550円	44,110円	560 (+10)	44,912円	570 (+20)	45,714円	580 (+30)	46,516円	590 (+40)	47,318円
中人	2.1	220円	462円	230 (+10)	483円	250 (+30)	525円	270 (+50)	567円	220 (+0)	462円
小人	1.0	100円	100円	110 (+10)	110円	130 (+30)	130円	150 (+50)	150円	100 (+0)	100円
合 計	83.3	44,672円		45,505円		46,369円		47,233円		47,880円	
料金改定による 収支改善額(A)		0円		833円		1,697円		2,561円		3,208円	
1日当たり過不足額 (B)		△ 2,877円		△ 2,877円		△ 2,877円		△ 2,877円		△ 2,877円	
料金改定による 収支(A)+(B)		△ 2,877円		△ 2,044円		△ 1,180円		△ 316円		331円	
値上率(大人)	-		1.82%		3.64%		5.45%		7.27%		
値上率(中人)	-		4.55%		13.64%		22.73%		0.00%		
値上率(小人)	-		10.00%		30.00%		50.00%		0.00%		
予 想 さ れ る 効 果 (利用者数に変動がない場合)		・不足額を全額まかぬ事 はできないが、公衆浴場 の経営悪化を改善でき る。	・不足額を全額まかぬ事 はできないが、公衆浴場 の経営悪化を改善でき る。	・不足額を全額まかぬ事 はできないが、公衆浴場 の経営悪化を改善でき る。							
予 想 さ れ る 問 題 点		・利用者の負担増から利 用者の減少が見込まれ る。 ・公衆浴場経営者には経 営努力が要求される。	・利用者の負担増から利 用者の減少が見込まれ る。 ・公衆浴場経営者には経 営努力が要求される。	・利用者の負担増から利 用者の減少が見込まれ る。 ・公衆浴場経営者には経 営努力が要求される。	・利用者の負担増から利 用者の減少が見込まれ る。 ・公衆浴場経営者には経 営努力が要求される。						

【11ページ解説】

入浴料金改定額(試算)

- 「現行料金」、「改定案①、改定案②及び改定案③」、「(参考) 収支均衡させるための改定」について、それぞれの料金改定を行った場合の1営業日ごとの入浴収入の合計額、1日当たりの収入過不足額、及び値上率、またその際に利用者数に変動がないと想定した場合の予想される効果と問題点を、改定内容別に記載しています。
- 改定案①から③の順に大人料金は10円、20円、30円ずつ値上げして試算しています。中人料金と小人料金はともに、10円、30円、50円ずつ値上げして試算しています。
- 改定案①は、大人料金は560円・値上げ率は1.82%、中人料金は230円・値上げ率は4.55%、小人料金は110円・値上げ率は10%です。
- 改定案②は、大人料金は570円・値上げ率は3.64%、中人料金は250円・値上げ率は13.64%、小人料金は130円・値上げ率は30%です。
- 改定案③は、大人料金は580円・値上げ率は5.45%、中人料金は270円・値上げ率は22.73%、小人料金は150円・値上げ率は50%です。
- 改定案①～③とも、負担増から利用者数の減少が予想されますが、公衆浴場の経営悪化を改善できます。
- また、収支均衡させるための改定を行う場合、大人料金は40円の引き上げで590円、中人料金及び小人料金は据え置きとなります。この場合、1日あたり3,208円の収入増加となり、不足額をまかなく事が可能となります、大人料金の値上げ率は7.27%となります。

公衆浴場経営実態調査による1週間当たりの入浴者数

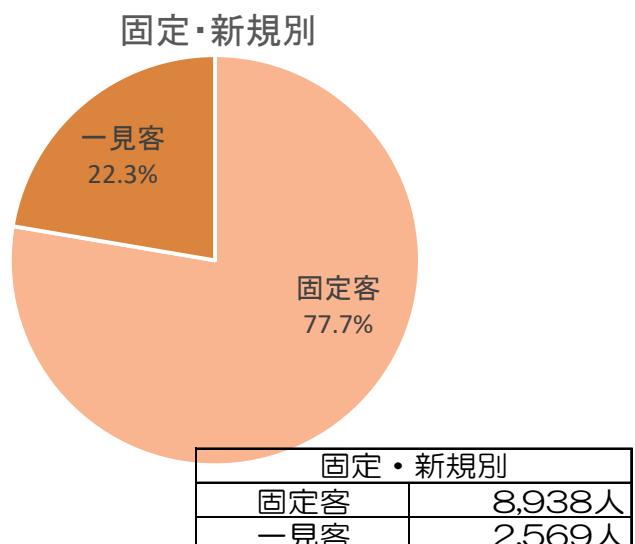
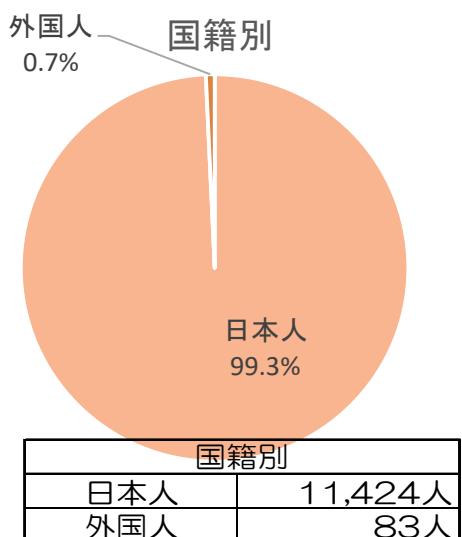
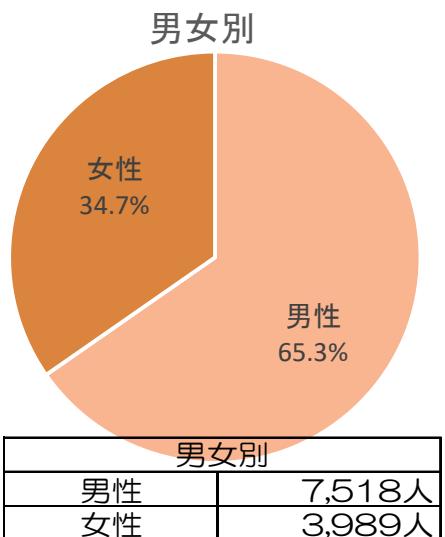
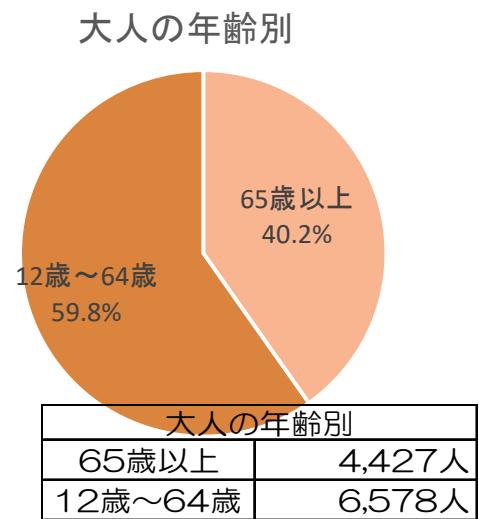
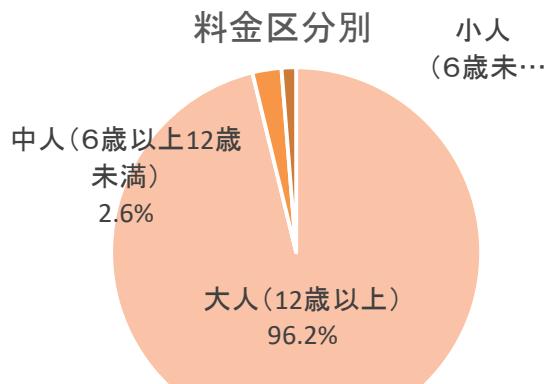
			日本人		外国人		合計	
			人数	%	人数	%	人数	%
大人	大人 (65歳以上)	男	固定客	2,322	20.2%			
			一見客	456	4.0%			
			計	2,778	24.1%			
		女	固定客	1,444	12.5%			
			一見客	205	1.8%			
			計	1,649	14.3%			
		計	固定客	3,766	32.7%			
			一見客	661	5.7%			
			計	4,427	38.5%			
大人	大人 (12歳~64歳)	男	固定客	3,269	28.4%			
			一見客	1,189	10.3%			
			計	4,458	38.7%			
		女	固定客	1,584	13.8%			
			一見客	536	4.7%			
			計	2,120	18.4%			
		計	固定客	4,853	42.2%			
			一見客	1,725	15.0%			
			計	6,578	57.2%			
大人	大人 計	男	固定客	5,591	48.6%	10	0.1%	5,601 48.7%
			一見客	1,645	14.3%	14	0.1%	1,659 14.4%
			計	7,236	62.9%	24	0.2%	7,260 63.1%
		女	固定客	3,028	26.3%	28	0.2%	3,056 26.6%
			一見客	741	6.4%	12	0.1%	753 6.5%
			計	3,769	32.8%	40	0.3%	3,809 33.1%
		計	固定客	8,619	74.9%	38	0.3%	8,657 75.2%
			一見客	2,386	20.7%	26	0.2%	2,412 21.0%
			計	11,005	95.6%	64	0.6%	11,069 96.2%
中人	中人	男	固定客	115	1.0%	0	0.0%	115 1.0%
			一見客	56	0.5%	5	0.0%	61 0.5%
			計	171	1.5%	5	0.0%	176 1.5%
		女	固定客	72	0.6%	3	0.0%	75 0.7%
			一見客	38	0.3%	5	0.0%	43 0.4%
			計	110	1.0%	8	0.1%	118 1.0%
		計	固定客	187	1.6%	3	0.0%	190 1.7%
			一見客	94	0.8%	10	0.1%	104 0.9%
			計	281	2.4%	13	0.1%	294 2.6%
小人	小人	男	固定客	54	0.5%	0	0.0%	54 0.5%
			一見客	27	0.2%	1	0.0%	28 0.2%
			計	81	0.7%	1	0.0%	82 0.7%
		女	固定客	37	0.3%	0	0.0%	37 0.3%
			一見客	20	0.2%	5	0.0%	25 0.2%
			計	57	0.5%	5	0.0%	62 0.5%
		計	固定客	91	0.8%	0	0.0%	91 0.8%
			一見客	47	0.4%	6	0.1%	53 0.5%
			計	138	1.2%	6	0.1%	144 1.3%
合計	合計	男	固定客	5,760	50.1%	10	0.1%	5,770 50.1%
			一見客	1,728	15.0%	20	0.2%	1,748 15.2%
			計	7,488	65.1%	30	0.3%	7,518 65.3%
		女	固定客	3,137	27.3%	31	0.3%	3,168 27.5%
			一見客	799	6.9%	22	0.2%	821 7.1%
			計	3,936	34.2%	53	0.5%	3,989 34.7%
		計	固定客	8,897	77.3%	41	0.4%	8,938 77.7%
			一見客	2,527	22.0%	42	0.4%	2,569 22.3%
			計	11,424	99.3%	83	0.7%	11,507 100.0%

【13ページ解説】

公衆浴場経営実態調査による1週間当たりの入浴者数

○令和7年4月5～11日の一週間、県下22公衆浴場の協力のもと、入浴者数の調査を実施しました。男女別では、男性客が65.3%、女性客が34.7%。国籍別では、日本人が99.3%、固定・新規別では、固定客が77.7%、一見客が22.3%となっています。

<参考> 1週間当たりの入浴者数調査（詳細データ）



<調査実施期間>
令和7年4月5日～11日の
1週間、目視により実施。

<調査対象施設>
県下22公衆浴場

【15ページ解説】

＜参考＞1週間当たりの入浴者数調査（詳細データ）

○13ページに示した調査結果の内訳を、わかりやすくグラフに示したもの

神奈川県公衆浴場施設数 (同業組合加入状況)

(物価統制令の適用を受ける施設数)

令和7年4月1日現在

(単位:軒)

時点 市町名	施設数					本年度施設数の前年対比	組合組織率
	R3.4.1	R4.4.1	R5.4.1	R6.4.1	R7.4.1		
横浜市	56	55	52	50	48	△ 2	100%
鶴見区	11	11	10	9	9	0	
神奈川区	7	6	6	5	4	△ 1	
西区	4	4	4	4	4	0	
中区	8	9	9	9	9	0	
南区	7	7	7	7	6	△ 1	
港南区	1	0	0	0	0	0	
保土ヶ谷区	4	4	4	4	4	0	
旭区	0	0	0	0	0	0	
磯子区	3	3	3	3	3	0	
金沢区	2	2	2	2	2	0	
港北区	7	7	5	5	5	0	
緑区	0	0	0	0	0	0	
戸塚区	0	0	0	0	0	0	
栄区	0	0	0	0	0	0	
泉区	1	1	1	1	1	0	
瀬谷区	1	1	1	1	1	0	
川崎市	35	35	35	30	30	0	100%
川崎区	14	16	16	14	14	0	
幸区	8	6	6	5	5	0	
中原区	5	5	5	4	4	0	
高津区	5	5	5	4	4	0	
宮前区	0	0	0	0	0	0	
多摩区	2	2	2	2	2	0	
麻生区	1	1	1	1	1	0	
相模原市	6	6	6	6	6	0	100%
横須賀市	14	13	13	13	13	0	100%
平塚市	1	1	1	1	1	0	100%
鎌倉市	5	5	4	4	4	0	100%
藤沢市	3	3	2	2	2	0	100%
小田原市	1	1	1	1	1	0	100%
茅ヶ崎市	1	0	0	0	0	0	
逗子市	1	1	1	1	1	0	100%
三浦市	1	1	1	1	1	0	100%
秦野市	0	0	0	0	0	0	
厚木市	0	0	0	0	0	0	
大和市	3	3	3	2	2	0	100%
伊勢原市	0	0	0	0	0	0	
海老名市	0	0	0	0	0	0	
座間市	1	1	1	1	0	△ 1	
葉山町	0	0	0	0	0	0	
寒川町	0	0	0	0	0	0	
大磯町	0	0	0	0	0	0	
二宮町	0	0	0	0	0	0	
計	128	125	120	112	109	△ 3	

【17ページ解説】

神奈川県公衆浴場施設数（同業組合加入状況）

○県内の物価統制令の適用を受ける一般公衆浴場の施設数を市区町村別に一覧にしたものです。令和7年4月1日現在の施設数は109軒で、昨年同期と比べると3軒が廃業しております。

神奈川県の公衆浴場入浴料金改定の状況と入浴者数の推移

年	改定年月日	入浴料金				備 考	1浴場1日当り入浴者数			自家風呂 なし率
		大人	中人	小人	洗髪		大人	中人	小人	
S48	S 48. 7.21	55	20	10	5	大人・中人差額5円助成	304	32	48	25.5 %
49	S 49. 6. 1	80	25	15	↓	大人・中人差額5円助成	251	26	35	
50	S 50. 4. 1	85	35	↓	↓	上記助成打切り	240	26	35	
	S 50. 6. 1	100	40	20	10	洗髪料男子含む				
51	S 51. 6. 1	120	↓	↓	↓	〃	236	24	32	
52	S 52. 6. 1	140	50	30	20	〃	212	20	29	
53	S 53. 6. 1	155	60	40	↓	〃	202	19	24	17.1 %
54	S 54. 6. 1	170	70	↓	↓	〃	193	20	21	
55	S 55. 6. 1	190	80	50	↓	〃	187	20	19	
56	S 56. 6. 1	210	↓	↓	↓	〃	186	20	19	
57	S 57. 6. 1	220	90	60	↓	〃	177	20	19	
58	S 58. 6. 1	230	100	↓	↓	〃	171	19	18	11.8 %
59	S 59. 6. 1	240	↓	↓	↓	〃	170	19	18	
60	S 60. 6. 1	250	↓	↓	↓	〃	168	19	18	
61	据置	↓	↓	↓	↓	〃	(協議会開催せず)			
62	S 62. 6.15	260	110	↓	↓	〃	160	19	17	
63	S 63. 6. 1	280	120	↓	—	洗髪料廃止	158	18	16	7.5 %
H元	H 元. 6. 1	295	135	↓	—	元.4.1～消費税3%	150	16	12	
2	H 2. 6. 1	310	140	↓	—		146	14	10	
3	H 3. 6.15	320	↓	↓	—		141	12	9	
4	H 4. 6. 1	330	150	70	—		134	7	5	
5	H 5. 6. 1	340	160	↓	—		119	6	4	4.4 %
6	H 7. 1. 1	350	170	↓	—		113	5	4	
7	H 7. 9. 1	360	↓	↓	—		113	4	3	
8	H 8. 6.20	370	↓	↓	—		104	4	3	
9	H 9. 7.18	385	↓	↓	—	H9.4.1～消費税5%	101	3	3	
10	据置	↓	↓	↓	—		95	3	2	2.2 %
11	H 11. 8. 1	390	↓	↓	—		87	3	2	
12	H 12. 8. 1	400	180	80	—		95	2	2	
13	据置	↓	↓	↓	—		95	2	2	
14	据置	↓	↓	↓	—		99	2	2	
15	据置	↓	↓	↓	—		95	3	2	1.6 %
16	据置	↓	↓	↓	—		94	2	2	
17	据置	↓	↓	↓	—		95	2	1	
18	H 18. 8. 1	430	↓	↓	—		97	3	2	
19	据置	↓	↓	↓	—		89	1	1	
20	H 20. 8. 1	450	↓	↓	—		90	2	2	1.0 %
21	据置	↓	↓	↓	—		86	2	1	
22	据置	↓	↓	↓	—		79	2	1	
23	据置	↓	↓	↓	—		85	2	1	
24	据置	↓	↓	↓	—		78	0	0	
25	据置	↓	↓	↓	—		62	2	2	調査廃止 *
26	H 26. 9. 1	470	200	100	—	H26.4.1～消費税8%	64	2	2	
27	据置	↓	↓	↓	—		61	1	1	
28	据置	↓	↓	↓	—		63	1	1	
29	据置	↓	↓	↓	—		65	2	1	
30	据置	↓	↓	↓	—		64	2	2	
R元	据置	↓	↓	↓	—		71	2	1	
2	R 2. 9. 1	490	↓	↓	—	R元.10.1～消費税10%	68	2	1	
3	据置	↓	↓	↓	—		68	2	1	
4	R 4. 9. 1	500	↓	↓	—		68	1	1	
5	R 6. 2. 1	530	↓	↓	—		75	1	1	
6	R 7. 3. 1	550	220	↓			80	2	1	
7							72	2	1	

(参考)

県内 R7.9.1推計世帯数	4,443,856 世帯	推計人口 9,217,647 人	2.07 人(推定)／1世帯あたり
推定自家風呂なし世帯数	46,598 世帯	(「H20 住宅土地統計調査」風呂の無い世帯=	1.0 %
L⇒人口に換算すると	46,598 人	～ 96,657 人	L⇒ *H25からは、調査項目からはずされた

【19ページ解説】

神奈川県の公衆浴場入浴料金改定の状況と入浴者数の推移

○現在の入浴料金は、大人550円、中人220円、小人100円で、令和7年3月に改定されました。

県内公衆浴場の廃業の状況

(1) 過去5年間の理由別廃業状況

理由 年度	営業不振	後継者難	建物老朽化	病気 立退き等	計
R2	3	2	2	1	8
R3	0	0	1	4	5
R4	1	0	4	1	6
R5	1	4	3	1	9
R6	0	0	3	0	3
計	5	6	13	7	31

※1施設で複数の廃業理由を挙げているため、件数は延件数。

(2) 令和6年度 理由別、市別廃業状況

理由 市名	営業不振	後継者難	建物老朽化	病気 立退き等	計
横浜市			2		2
座間市			1		1
計	0	0	3	0	3

※1施設で複数の廃業理由を挙げているため、件数は延件数。

【21ページ解説】

県内公衆浴場の廃業の状況

○「（1）過去5年間の理由別廃業状況」及び「（2）令和6年度理由別、市別廃業状況」について記載しています。なお、1施設で複数の廃業理由を挙げているため、件数は延件数となっております。

全国公衆浴場入浴料金一覧表 (料金順)

令和7年10月1日現在

区分 都道府県名	大人	中人	小人	洗髪	実施年月日	
	() 内、改定前の料金	() 内、改定前の料金	() 内、改定前の料金		直近改定日	(前回の改定日)
大阪	600 (520)	200 (200)	100 (100)	- (-)	R7.4.1	(R5.8.28)
神奈川	550 (530)	220 (200)	100 (100)	- (-)	R7.3.1	(R6.2.1)
東京	550 (520)	200 (200)	100 (100)	- (-)	R6.8.1	(R5.7.1)
鳥取	550 (450)	200 (150)	100 (80)	- (-)	R7.5.1	(R3.4.1)
福岡	550 (480)	200 (200)	100 (100)	- (-)	R7.4.1	(R5.4.1)
京都	550 (510)	200 (160)	100 (60)	- (-)	R7.4.1	(R6.10.1)
愛知	530 (500)	180 (150)	100 (70)	- (-)	R7.4.1	(R5.4.1)
宮城	500 (480)	180 (160)	100 (90)	- (-)	R7.12.1	(R5.1.1)
広島	500 (480)	200 (200)	100 (100)	- (-)	R7.8.1	(R4.11.1)
石川	500 (490)	150 (130)	70 (50)	- (-)	R7.5.1	(R5.4.1)
富山	500 (470)	180 (150)	100 (70)	- (-)	R7.3.1	(R5.4.1)
岐阜	500 (460)	180 (160)	100 (80)	- (-)	R5.4.1	(R元.10.1)
北海道	500 (490)	150 (150)	80 (80)	- (-)	R6.10.1	(R5.10.1)
千葉	500 (480)	170 (170)	70 (70)	- (-)	R5.12.1	(R4.9.15)
埼玉	500 (480)	200 (180)	70 (70)	- (-)	R6.4.1	(R4.10.1)
長野	500 (440)	170 (150)	80 (70)	- (-)	R6.4.1	(R5.4.1)
兵庫	490 (450)	180 (160)	80 (60)	- (-)	R5.2.1	(R元.10.1)
静岡	490 (450)	200 (180)	100 (90)	- (-)	R5.10.1	(R元.10.1)
滋賀	490 (450)	150 (150)	100 (100)	- (-)	R5.5.1	(R2.5.1)
福井	490 (450)	160 (160)	70 (70)	- (-)	R6.1.1	(R2.4.1)
和歌山	490 (440)	170 (150)	100 (80)	- (-)	R6.4.1	(R元.10.1)
岡山	480 (450)	200 (200)	100 (100)	- (-)	R7.8.1	(R4.2.1)
山口	480 (450)	170 (160)	90 (80)	- (-)	R7.3.1	(R4.5.1)
奈良	480 (440)	200 (160)	100 (80)	- (-)	R5.10.1	(R元.10.1)
青森	480 (450)	170 (150)	80 (60)	- (-)	R5.4.10	(H28.3.1)
新潟	480 (440)	150 (150)	70 (70)	- (-)	R5.1.1	(R2.4.1)
岩手	480 (430)	170 (170)	80 (80)	- (-)	R2.4.1	(H27.1.1)
山梨	470 (430)	170 (170)	70 (70)	- (-)	R7.4.1	(R元.12.1)
三重	470 (440)	150 (150)	70 (70)	- (-)	R5.4.1	(R3.1.1)
栃木	460 (420)	200 (180)	100 (90)	- (-)	R5.2.15	(H26.7.15)
秋田	460 (360)	130 (130)	90 (90)	- (-)	H31.1.1	(H12.4.1)
鹿児島	460 (420)	150 (150)	80 (80)	- (-)	R5.12.25	(R元.10.1)
福島	450 (400)	150 (150)	90 (90)	- (-)	H30.4.1	(H19.9.1)
徳島	450 (400)	150 (150)	70 (70)	- (-)	R5.1.1	(H26.12.1)
高知	450 (400)	150 (150)	60 (60)	- (-)	R5.10.1	(H26.12.1)
香川	450 (400)	150 (150)	60 (60)	- (-)	R5.10.1	(H27.12.1)
群馬	450 (400)	200 (180)	100 (80)	- (-)	R5.8.1	(H26.9.1)
熊本	450 (400)	150 (150)	80 (80)	- (-)	R4.11.1	(H26.12.1)
愛媛	450 (400)	150 (150)	60 (60)	- (-)	R5.4.1	(H26.9.1)
佐賀	450 (280)	150 (130)	100 (80)	50 (50)	R6.3.1	(H8.2.15)
島根	430 (350)	160 (130)	90 (70)	- (-)	R5.5.1	(H17.9.6)
大分	430 (380)	160 (150)	80 (70)	- (-)	R4.12.27	(H19.1.12)
長崎	400 (350)	150 (150)	80 (80)	- (-)	R5.4.1	(H19.3.15)
沖縄	370 (200)	170 (170)	100 (100)	- (30)	H18.2.11	(S55.11.6)
宮崎	350 (300)	130 (130)	60 (60)	- (-)	H20.2.1	(H9.4.1)
茨城	350 (300)	130 (130)	70 (70)	- (-)	H10.3.1	(H5.3.1)
山形	300 (250)	120 (120)	80 (80)	- (50)	H7.4.1	(H4.7.1)

※1 ()は、現行料金に改定される前の料金額及び実施年月日。

※2 大人…12歳以上の者、中人…6歳以上12歳未満の者、小人…6歳未満の者。

※3 大人料金により降順、次に大人の同額料金範囲内で直近改定日を降順にし記載

【23ページ解説】

全国公衆浴場入浴料金一覧表（料金順）

○令和7年10月1日現在、本県の大人料金は大阪府に次いで、東京都と並び全国で2番目に高い額となっております。

○なお、令和6年度の協議会 開催日からの約1年間（令和7年1月～12月）で値上の決定げをしたのは、神奈川県を含め全部で13道府県です。

○そのうち、8県（神奈川県を含む）が中人または小人、もしくは両方の料金を改定しました。

令和7年度 県の公衆浴場対策

令和7年4月1日現在
(単位:千円)

主 管 課	助 成 内 容					7 年 度 予 算 額													
健康医療局 生活衛生部 生活衛生課	公衆浴場設備整備費補助 公衆浴場設備の近代化を図るため、その整備に要する経費の一部を補助する。					34,598 前年度 (34,598)													
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>補助対象事業</th> <th>補助対象限度額 (千円)※</th> <th>補助率</th> <th>補助限度額 (千円)※</th> <th>主な対象設備</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>内 装 設 備</td> <td rowspan="3">9,000</td> <td rowspan="3">1/3 以内</td> <td rowspan="3">3,000</td> <td>浴室、脱衣室、冷房設備、 エントリー等</td> </tr> <tr> <td>外 装 設 備</td> <td>煙突、塗装、屋根、外壁、塀等</td> </tr> <tr> <td>給 水 湯 設 備</td> <td>釜、配管、ろ過器等</td> </tr> </tbody> </table>					補助対象事業	補助対象限度額 (千円)※	補助率	補助限度額 (千円)※	主な対象設備	内 装 設 備	9,000	1/3 以内	3,000	浴室、脱衣室、冷房設備、 エントリー等	外 装 設 備	煙突、塗装、屋根、外壁、塀等	給 水 湯 設 備	釜、配管、ろ過器等
補助対象事業	補助対象限度額 (千円)※	補助率	補助限度額 (千円)※	主な対象設備															
内 装 設 備	9,000	1/3 以内	3,000	浴室、脱衣室、冷房設備、 エントリー等															
外 装 設 備				煙突、塗装、屋根、外壁、塀等															
給 水 湯 設 備				釜、配管、ろ過器等															
	※申請1件あたりの額																		
	合 計					34,598 対前年比 100.0% 前年度 (34,598)													

令和7年度県内各市の公衆浴場対策

市名	対象浴場数	補助金等制度		水道料減免措置		固定資産税減免措置	その他の助成制度
		制度の概要	令和7年度予算額	上水道	下水道		
横浜市	48		(千円) ※				
		施設改善補助事業(基準額の1/4以内、確保浴場は1/2以内)	23,650				
		確保浴場対策事業(500m以内に公衆浴場がなく、客数120人/日以下の施設に対し300,000円補助/1施設)	4,800				
		衛生向上対策事業	11,844	○	○	○	・都市計画税減免 ・燃料としての廃材供給
		活性化対策事業(しょうぶ湯経費の一部補助)	564				
		利用促進対策費	2,136				
		親子ふれあい入浴事業	1,840				
		施設整備貸付利子補給事業	200				
		高齢者優待入浴事業	9,920				
		小計	54,954				
川崎市	30	経営安定補助金	3,210				
		設備整備補助金	13,363				
		利用者促進事業補助金	1,700	○	○		
		水道料金補給金	3,401				
		下水道料金補給金	1,142				
		敬老入浴デー事業費 (せんとう健康長寿応援プログラム事業含む)	56,626				
		小計	79,442				
		公衆浴場設備整備費補助金	686	(○)	○	○	都市計画税減免
		小計	686				
横須賀市	13	施設整備費補助	800				
		組合運営費補助	150				
		組合イベント事業費補助	400	○	○	○	都市計画税減免
		ふれあいサポート券交付(65歳以上の独居高齢者対象、一般公衆浴場の入浴料無料、一般公衆浴場以外の施設にも使用可能)	39,488				
		小計	40,838				
		公衆浴場設備整備費補助金	0	(○)	○	○	都市計画税減免
		小計	0				
		高齢者入浴券交付(280円に割引、65歳以上に年間72枚) デイ銭湯(1回の利用料金300円、65歳以上が対象)	9,460				
		公衆浴場設備整備費補助金	3,023	(○)	○	○	都市計画税減免
		小計	500				
藤沢市	2	高齢者入浴券交付(280円に割引、65歳以上に年間72枚) デイ銭湯(1回の利用料金300円、65歳以上が対象)	12,983				
		施設整備補助金	1,000				
		運営費補助(広報活動等)	416	(○)	○	○	都市計画税減免
		事業補助(ふれあい入浴事業)	16,120				
		事務補助(交流事業)	60				
		小計	17,596				
		施設整備費補助金	100				
		利用促進事業費補助金	25	○	○	○	都市計画税減免
		小計	125				
逗子市	1	生きがい推進事業公衆浴場入浴助成(200円に割引)	8,529	(○)	○	○	都市計画税減免
		小計	8,529				
		生きがい推進事業公衆浴場入浴助成(200円に割引)	8,529	(○)	○	○	都市計画税減免
		小計	8,529				
		公衆浴場施設整備費補助金	472				
		浴場組合補助金	90	(○)	○	○	都市計画税減免
		高齢者入浴サービス委託	3,664				
		小計	4,226				
合計(10市)			219,379	4 (6)	10	9	

※上水道欄の(○)は、県営水道による減免措置を示す(合計欄では外数)

(参考) 令和6年度予算額(221,794千円)に対する令和7年度予算額の割合:

※補助金(県+市町村)合計額の令和6年度予算額に対する令和7年度予算額の割合

$$(34,598\text{千円} + 219,379\text{千円}) \div (34,598\text{千円} + 221,794\text{千円}) = 99.1\%$$

【25～26ページ解説】

県及び県内各市の公衆浴場対策

○補助金（県+市町村）合計額の令和6年度予算額に対する令和7年度予算額の割合は、99.1%でした。

神奈川県公衆浴場入浴料金等協議会設置要綱

(趣旨)

第1条 県下における公衆浴場入浴料金の統制額の指定について関係者の意見を聞くとともに、これに関する公衆浴場の諸問題について協議するため、当分の間神奈川県公衆浴場入浴料金等協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(組織)

第2条 協議会は、委員21人以内をもって組織する。

(会長及び副会長)

第3条 協議会には、会長及び副会長を置き、委員の互選により選出する。

- 2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は欠けたときはその職務を代行する。

(委員)

第4条 委員は、次の各号に掲げる者のうちから知事が選任する。ただし、委員の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該右欄に掲げる人数以内とする。

- | | |
|---------------|-----|
| (1) 学識経験者 | 11人 |
| (2) 公衆浴場利用者 | 3人 |
| (3) 公衆浴場営業者 | 2人 |
| (4) 関係行政機関の職員 | 5人 |

- 2 委員の選任期間は2年とする。
- 3 委員に欠員を生じた場合の補欠委員の選任期間は、前任者の残存期間とする。委員は選任期間が満了した場合においても、後任者が選任されるまでは、なお、委員として職務を行うものとする。

(委員の代理出席)

第5条 委員がやむを得ない事情により協議会に出席できないときは、その委員が委任する代理者を出席させることができる。

- 2 前項の代理者は委員とみなす。

(協議会の会議)

第6条 協議会の会議（以下「会議」という。）は会長が召集する。

- 2 会議は次の各号のいずれかに該当する場合には開くことができない。
 - (1) 出席委員の数が委員総数の過半数に満たないとき。
 - (2) 第4条第1項各号のいずれかの委員について、全員が欠席したとき。

(庶務)

第7条 協議会の庶務は、健康医療局生活衛生部生活衛生課において処理する。

- 2 協議会に出席した委員（関係行政機関の委員は除く。）に支払う報償費は、協議会を開催した日の翌月25日（当日が閉庁日の場合は前閉庁日。）に支給する。ただし、これにより難い場合は、別途定める。

(実施細目)

第8条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営について必要な事項は、会長が定める。

附則

- 1 この要綱は、昭和48年12月3日から実施する。
- 2 第1回の会議は、第6条第1項の規定にかかわらず、知事が召集するものとする。

附則

この要綱は、平成11年6月1日から実施する。

附則

この要綱は、平成13年6月1日から実施する。

附則

この要綱は、平成17年4月1日から実施する。

附則

- 1 この要綱は、平成19年4月1日から実施する。
- 2 委員改選後第1回の会議は、第6条第1項の規定にかかわらず、知事が召集するものとする。

附則

この要綱は、平成22年4月1日から実施する。

附則

この要綱は、平成24年5月22日から実施する。

附則

この要綱は、平成26年4月1日から実施する。

附則

この要綱は、平成28年4月1日から実施する。

附則

この要綱は、平成29年6月16日から実施する。

附則

この要綱は、平成30年4月1日から実施する。

別表 1

経営実態調査・原価計算表の項目説明（厚生省環境衛生局長通知による項目）

科 目		内 容
収 入	入浴料金収入	
	附帯事業収入	石鹼、シャンプー、タオル等の入浴関連商品及びジュース、牛乳等の飲料水の売上収入。
	営業外収入	コインランドリー使用料、マッサージ機・ドライヤー等の使用料、サウナ使用料、家賃・地代等（経営多角部分の収入）。
	補助金	県、市町から交付される補助金。
	合 計	
経 費	人 件 費	事業主の給与相当額、従業員の給与・退職給与金、パート・アルバイトの給与。
	(事業主)	
	(従業員)	
	用 水 費	上水道使用料、下水道使用料。
	燃 料 費	重油・廃油・雑燃等の購入費。営業用自動車・暖房等に必要な燃料費。
	光 熱 費	電気使用料。
	備品消耗品費	設備備品・什器備品の購入費。原材料及び清掃・照明等の業務用消耗器材器具その他の消耗品購入費。
	旅費交通費	公的機関に対する業務連絡、関係団体の会合への出席等に必要な旅費及び交通費。
	会費及び交際費	公衆浴場業の関係団体会費その他公衆浴場経営のために直接必要と認められる交際費。
	保 険 料	施設の火災保険料。
	賃 借 料	借地料、借家料。
	修 繕 費	土地・建物・設備を通常の状態において保守・維持するために必要な修繕料及び修繕のための原材料購入費。（ただし、資産帳簿価格の増加の原因となるような大修繕のための費用は除く）
	厚 生 費	福利厚生費。
	減価償却費	事業用固定資産について行う減価償却費。（定額法により行うものとする。）
	建物再調達費	前期末における建物の帳簿価格の5%。（貸借対照表を作成していない場合は一律、年額5万円を計上。）
	公租公課	公衆浴場経営にかかるすべての公租公課。（ただし、事業主の給与相当額にかかる所得税・県民税・市町村税は除く。）
	支 払 利 子	施設設備資金等、直接公衆浴場経営にかかる借入金の支払利子。
	特 別 損 失	売却損・取り壊し損等の特別損失。
	雑 費	通信費、広告宣伝費、新聞代、リース料等の雑費。
	附帯事業費	附帯事業にかかる仕入れ等の経費。
	合 計	
資 本 報 酬		自己資本（資本金及び剰余金）の10%。（個人経営の場合は一律、10万円を計上。）
附帯事業報酬		附帯事業に伴う報酬。附帯事業＝附帯事業収入－附帯事業費
支 出 合 計		支出合計＝経費合計＋資本報酬＋附帯事業報酬
過 不 足 額		過不足額＝支出合計－収入合計

別表2

主要経済指標

	令和5年度 (実績)	令和6年度 (実績見込み)	令和7年度 (見通し)	対前年度比増減率							
				令和5年度		令和6年度		令和7年度		%程度	
	兆円 (名目)	兆円程度 (名目)	兆円程度 (名目)	% (名目)	% (実質)	%程度 (名目)	%程度 (実質)	%程度 (名目)	%程度 (実質)	%程度 (名目)	%程度 (実質)
国内総生産	595.2	612.7	629.3	4.9	0.7	2.9	0.4	2.7	1.2		
民間最終消費支出	323.1	333.0	343.6	2.4	▲ 0.4	3.1	0.8	3.2	1.3		
民間住宅	22.2	22.6	22.8	0.9	0.8	1.5	▲ 1.3	1.1	▲ 0.3		
民間企業設備	101.8	107.0	111.1	3.5	▲ 0.1	5.1	2.3	3.8	3.0		
民間在庫変動 ()内は寄与度	0.6	0.7	0.5	(▲ 0.4)	(▲ 0.4)	(0.0)	(▲ 0.0)	(▲ 0.0)	(0.0)		
政府支出	152.9	157.3	159.2	1.0	▲ 0.7	2.9	1.0	1.2	0.0		
政府最終消費支出	122.5	125.8	127.6	0.3	▲ 0.8	2.7	1.1	1.4	0.3		
公的固定資本形成	30.4	31.5	31.6	3.1	▲ 0.3	3.8	1.0	0.3	▲ 1.0		
財貨・サービスの輸出	132.2	140.0	146.5	7.1	2.8	5.9	1.7	4.7	3.6		
(控除)財貨・サービスの輸入	137.7	148.0	154.5	▲ 5.8	▲ 3.3	7.4	4.3	4.4	3.6		
内需寄与度				1.9	▲ 0.7	3.4	1.1	2.7	1.3		
民需寄与度				1.6	▲ 0.6	2.6	0.8	2.4	1.3		
公需寄与度				0.3	▲ 0.2	0.7	0.3	0.3	0.0		
外需寄与度				3.0	1.4	▲ 0.4	▲ 0.6	▲ 0.0	▲ 0.0		
国民所得	437.8	452.8	462.6	6.9		3.4		2.2			
雇用者報酬	302.4	313.9	322.7	1.9		3.8		2.8			
財産所得	33.1	34.9	35.1	10.5		5.4		0.6			
企業所得	102.3	104.0	104.9	23.3		1.7		0.8			
国民総所得	631.3	654.0	670.6	4.9	2.0	3.6	1.2	2.5	1.1		
労働・雇用	万人	万人程度	万人程度		%		%程度		%程度		
労働力人口	6,934	6,955	6,958		0.4		0.3		0.1		
就業者数	6,756	6,779	6,788		0.4		0.3		0.1		
雇用者数	6,089	6,121	6,130		0.7		0.5		0.1		
完全失業率	%	%程度	%程度	2.6	2.5	2.4					
生産	%	%程度	%程度								
鉱工業生産指数・変化率	▲ 1.9	▲ 1.0	2.4								
物価	%	%程度	%程度								
国内企業物価指数・変化率	2.4	2.8	1.6								
消費者物価指数・変化率	3.0	2.5	2.0								
GDPデフレーター・変化率	4.2	2.5	1.5								
国際収支	兆円	兆円程度	兆円程度		%		%程度		%程度		
貿易・サービス収支	▲ 6.3	▲ 6.6	▲ 6.4								
貿易収支	▲ 3.7	▲ 4.6	▲ 4.1								
輸出	101.9	106.7	112.3		2.2		4.6		5.3		
輸入	105.7	110.8	116.4		▲ 10.1		4.8		5.0		
経常収支	26.6	30.9	31.0								
経常収支対名目GDP比	%	%程度	%程度	4.5	5.0	4.9					

(注1) 消費者物価指数は総合である。

(注2) 世界GDP(日本を除く。)の実質成長率、円相場及び原油輸入価格については、以下の前提を置いています。これらは、作業のための想定であって、政府としての予測又は見通しを示すものではない。

	令和5年度 (実績)	令和6年度	令和7年度
世界GDP(日本を除く。)の実質成長率(%)	3.3	3.0	2.9
円相場(円/ドル)	144.6	152.8	153.6
原油輸入価格(ドル/バレル)	87.9	81.8	76.2

(備考) 1. 世界GDP(日本を除く。)の実質成長率は、国際機関の経済見通しを基に算出。

2. 円相場は、令和6年11月1日～11月30日の期間の平均値(153.6円/ドル)で、同年12月以降一定と想定。

3. 原油輸入価格は、令和6年11月1日～11月30日の期間のスポット価格の平均値に運賃、保険料を付加した値(76.2ドル/バレル)で、同年12月以降一定と想定。

令和 7 年 11 月 17 日

県への要望

神奈川県公衆浴場業生活衛生同業組合

理事長: 安田 信篤

現組合員数: 107 軒 (期首 110 軒)

入浴料金表

• 改定要望料金

◦ 大人: 570 円

◦ 中人: 250 円

◦ 小人: 130 円

大人	中学生以上	570円
中人	小学生	250円
小人	幼児	130円

神奈川県知事告示料金

中学生	学生証提示割引	470円
幼児2名	保護者同伴割引	無料

* 少子社会における子育て支援として割引入浴
これからも地域に根ざした経済を目指してまいります
のでご利用をお願い致します。

神奈川県公衆浴場業生活衛生同業組合

公衆浴場は地域支援事業（添付資料参照）にも積極的に取り組んでおり、地域住民の健康促進や交流の場の提供に貢献しています。特に、私たちの公衆浴場は、地域コミュニティの中心としての役割を果たし、日々多くの住民が利用しています。入浴を通じて得られるリフレッシュや健康促進は、地域社会の活性化にも寄与しています。しかし、現状においては以下の諸問題が存在し、これに対する支援をお願いしたいと考えています。

要望事項

1. 燃料高騰対策の継続

◦ 令和 6 年度に重点支援地方交付金で燃料高騰対策の補助を受けましたが、依然としてガスや電気の価格高騰が続いています。これにより、公衆浴場の経営が非常に厳しい状況です。地域の暮らしを支えるためにも、今年度も補助金を継続・拡充していただきたい。

- 具体的要望: 燃料高騰対策補助金を年間予算に組み込み、安定的に支給していただくこと。

2. 施設整備費補助の復元

- コロナの影響で減額した施設整備費補助額を令和2年度の基準(38,997千円)まで戻していただきたい。これにより、公衆浴場の施設維持とサービス向上が可能になります。
 - 具体的要望: 施設整備費補助の基準額を令和2年度の水準に戻し、必要な改修や設備投資ができる環境を整えていただくこと。

3. サウナ設備の補助対象化

- サウナ設備は近年の健康志向の高まりを受けて、地域住民の健康増進やリフレッシュの場として大きな役割を果たしているほか、災害時には避難者への衛生支援や心身のケアなど、防災面においても一定の機能を担うことが期待されています。このように、サウナ設備は単なる付帯的施設ではなく、公衆浴場の社会的役割を補完・強化する重要な設備であると考えます。つきましては、地域の公衆衛生の向上および防災機能の充実という観点からも、今後の設備整備費補助金において、サウナ設備を補助対象として明確に位置付け、補助額の見直しを前向きにご検討いただきたい。
 - 具体的要望: サウナ設備に対する補助金を新たに設け、その額を適切に設定していただくこと。

4. 未病改善の取り組みへの支援

- 銭湯は地域住民の健康増進に寄与する重要な施設です。入浴券の補助支援や高齢者・子育て世代への入浴支援など、具体的な財政支援を検討いただきたい。
 - 具体的要望: 未病改善に向けた入浴促進施策に対して、具体的な財政支援を行っていただくこと。

5. 災害時の役割の明確化

- 銭湯が果たす災害時の支援役割を認識し、各市町村の防災計画において銭湯をどのように活用するかについて、県としても積極的に働きかけを行っていただきたい。
 - 具体的要望: 各市町村の防災計画に銭湯の利用方法を明記し、災害時の支援体制を整備していただくこと。

6. 公衆浴場確保対策事業費補助の復活

- 廃業が続く現状に歯止めをかけるため、公衆浴場確保対策事業費補助の復活を要望します。
 - 具体的要望: 公衆浴場確保対策事業費補助を再開し、地域の公衆浴場を維持するための支援を行っていただくこと。

7. 入浴体験の提供

- 幼稚園児から小学生を対象にした入浴体験を通じて、日本の生活文化を学ぶ機会を提供していただきたい。
 - 具体的要望: 教育機関との連携を強化し、地域の入浴文化を学ぶプログラムを実施していただくこと。

8. 地域コミュニティとしての役割

- 公衆浴場は地域住民の健康増進と公衆衛生の維持に重要な役割を担っています。今後の支援を通じて、地域の健康と福祉の向上に貢献していただきたい。
 - 具体的要望: 地域コミュニティの一環として公衆浴場の重要性を広報し、地域住民からの理解と支持を得るための施策を進めていただくこと。

公衆浴場は地域社会において重要な役割を果たしており、その維持と発展が地域の健康と福祉に直結します。各担当委員会・部局でのご理解とご協力をお願いすると共に、他部署との意見交換会の継続的開催をよろしくお願ひいたします。